

許 可 証

住 所 名古屋市南区豊田二丁目18番3号

氏 名 株式会社 西山商店

代表取締役 西 山 幸 光

常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により次の条件を附し、
一般廃棄物処理業を許可する。

令和6年4月1日

常滑市長 伊 藤 辰 矢



1 種 類 事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬
特定家庭用機器廃棄物の収集運搬

2 許可区域 常滑市内全域

3 搬入先 知多南部広域環境センター
特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所
その他協議した場所

4 有効期間 自令和6年4月1日
至令和8年3月31日

5 許可条件 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守し、
常に衛生的に処理すること。
② 収集運搬する際は、飛散しないように万全の措置を講ずること。
③ 施設利用の際は、職員の指示に従うこと。
④ 四半期ごとに処理業務実績報告書を提出すること。

6 その他